

## 「日本郵政株式／グループ株式ファンド」 ポートフォリオの状況について

「日本郵政株式／グループ株式ファンド」は、2015年10月15日に設定されました。また、11月4日に、当ファンドの投資対象である日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の3社は、東京証券取引所に株式を上場しました。

以下では、11月5日現在のポートフォリオの状況などについてご報告いたします。

### ポートフォリオの状況など

(2015年11月5日現在)

【基準価額】 11,418円

【純資産総額】 91.29億円

※基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の1万口当たりの値です。

#### ＜資産別構成比率＞

組入資産	比率
株式	94.9%
現金その他	5.1%

※当ファンドの実質組入比率です。

#### ＜株式組入銘柄＞

銘柄	比率
日本郵政	48.9%
ゆうちょ銀行	32.1%
かんぽ生命保険	13.9%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

※個別銘柄の取引を推奨するものではありません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ファンドの特色

**マザーファンドを通じて、日本郵政株式会社および株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の株式に投資を行いません。**

- 日本郵政株式会社およびそのグループ会社（日本郵政株式会社の連結子会社および持分法適用関連会社をいいます。ただし、同基準に該当する会社がある場合でも、グループ会社とみなすことができるものとします。以下同じ。）の上場株式（上場予定株式を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

※原則として、株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険への実質投資割合は、それぞれ当ファンドの純資産総額の35%を超えないものとします。なお、日本郵政株式会社への実質投資割合には制限を設けません。

※株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険以外のグループ会社の株式が新たに上場された場合には、新たに投資を行なうことがあります。

※当ファンドは、投資対象となる日本郵政株式会社およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

※当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄（当ファンドの場合、特定の発行体が発行する株式）が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資する特化型運用を行いません。

※当ファンドは、日本郵政株式会社およびそのグループ会社の上場株式に限定して投資を行いませんので、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※市況動向や資金動向などのやむを得ない事情が発生した場合、上記のような運用ができない場合があります。

## お申込みに際しての留意事項①

### ■リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドは、日本郵政株式会社ならびに株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険など(以下「日本郵政株式会社およびそのグループ会社」といいます。)の上場株式(上場予定株式を含みます。以下同じ。)に投資を行ないますので、日本郵政株式会社およびそのグループ会社の業績・財務状況、信用力の影響を大きく受け、基準価額が大幅に下落する可能性があります。特に、日本郵政株式会社およびそのグループ会社に経営不振や債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高いと予想される局面では、ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

主なリスクは以下の通りです。

#### 【価格変動リスク】

株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 【流動性リスク】

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 【信用リスク】

投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。特に、当ファンドは、日本郵政株式会社およびそのグループ会社の上場株式に限定して投資しますので、日本郵政株式会社およびそのグループ会社の信用力の影響を大きく受けることにご留意下さい。

#### 【為替変動リスク】

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### 【有価証券の貸付などにおけるリスク】

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

(次ページへ続きます)

## お申込みに際しての留意事項②

(前ページより続きます)

### 【集中投資リスク】

当ファンドは、日本郵政株式会社およびそのグループ会社の上場株式に限定して投資しますので、一銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があります。より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、銘柄構成が特定の業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。

日本郵政株式会社およびそのグループ会社のうち、一部が上場中止・上場廃止や業績などの影響により投資対象から外れることとなる場合には、投資対象がさらに限定される可能性があります。

当ファンドは、日本郵政株式会社およびそのグループ会社の上場株式に限定して投資しますので、当ファンドの基準価額の動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なることがあります。

### 【新規公開株式に関するリスク】

当ファンドは、2015年11月に予定されている日本郵政株式会社およびそのグループ会社の株式上場にあたって、新規公開株式の取得をめざしますが、当ファンドには、これらの株式がファンドの純資産総額の一部にしか割り当てられない可能性や、場合によっては全く割り当てられない可能性があります。この場合、上場後に日本郵政株式会社およびそのグループ会社の株式を取得するまでの間は、株式の組入比率が低くなります。

日本郵政株式会社およびそのグループ会社の株式の上場後の市場価格が公募価格を下回った場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 【投資方針に従った運用が効率的にできないリスク】

日本郵政株式会社およびそのグループ会社の株式について、上場後に市場で売買を行なうに際して、市況動向や資金動向、流動性などの要因から、投資方針に従った運用が効率的にできない可能性や、意図した売買ができない可能性があります。

### <繰上償還に関する事項>

2015年11月に予定されている日本郵政株式会社の上場が中止となった場合などには、当ファンドは繰上償還となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### ■その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様にご帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡しますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

## お申込メモ

- 商品分類 : 追加型投信／国内／株式
- ご購入単位 : 購入単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ご購入価額 : 購入申込受付日の基準価額
- 信託期間 : 2025年10月9日まで(2015年10月15日設定)
- 決算日 : 毎年4月9日、10月9日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 : 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ご換金価額 : 換金請求受付日の基準価額
- ご換金代金のお支払い : 原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- 課税関係 : 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。  
※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。  
※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。  
※配当控除の適用があります。  
※原則として、益金不算入制度が適用されます。  
\* 2015年4月1日以降に開始する事業年度より、益金不算入制度は適用されません。

## 手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

## ＜お申込時、ご換金時にご負担いただく費用＞

- 購入時手数料 : 購入時手数料率は、1.62%(税抜1.5%)を上限として販売会社が定める率とします。  
※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、  
購入時手数料はかかりません。
- 換金手数料 : ありません。
- 信託財産留保額 : ありません。

## ＜信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用＞

- 信託報酬 : 純資産総額に対して年率0.6912%(税抜0.64%)を乗じて得た額
- その他費用 : 目論見書などの作成・交付および計理等の業務にかかる費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。  
組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などについては、その都度、信託財産から支払われます。  
※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 委託会社、その他関係法人

- 委託会社 : 日興アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
- 受託会社 : 三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- 販売会社 : 販売会社については下記にお問い合わせください。  
日興アセットマネジメント株式会社  
【ホームページ】<http://www.nikkoam.com/>  
【コールセンター】0120-25-1404(午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

### 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○

## 当ファンドの取引における留意点(インサイダー取引規制等について)

当ファンドは、金融商品取引法施行令第27条の4第1号および同第33条の2第1号に規定される投資信託に該当する可能性があるため、金融商品取引法第166条および同第167条によるインサイダー取引規制等の対象になる場合があります。

インサイダー取引とは、会社の役職員などの会社関係者が、職務上知り得た重要事実(投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす情報)が一般に公表される前にその会社の株式などの売買取引を行なうことです。金融商品取引法第166条および同第167条において、インサイダー取引は禁止されています。ご注文の際には、未公表の重要な情報に基づく取引でないことを同意、ご確認のうえ、お取引ください。